寄 稿 ④

「取引の適正化」実現に向けた連合の取り組み

連合 労働条件・中小地域対策局 上席主任
酒井 伸広

連合は、2022春季生活闘争より「未来づくり春闘」を掲げ、四半世紀にわたり凍り付いた経済、物価、賃金のステージ転換に取り組んできた。経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求めるとともに、生み出された付加価値が適正に分配されるように「賃上げ」と「取引の適正化」をセットで推進してきた。

本寄稿では、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」に関連して、適切な価格転嫁・取引の適正化、とりわけ、中小受託取引適正化法（取適法）の周知徹底と浸透など、連合がこの間展開してきた「取引の適正化」実現に向けた取り組みの一端をご紹介したい。

Ⅰ　春季生活闘争における取り組み

（1）パートナーシップ構築宣言の推進と拡大ならびに実効性の確保

連合は、春季生活闘争の基盤整備・環境整備のなかで、価格転嫁・取引適正化の実現に向けた取り組みを展開してきた。企業は「サプライチェーン」「バリューチェーン」で互いにつながっており、各段階において生み出された付加価値が適正に評価されない場合、そのしわ寄せは多層構造の下層を構成することが多い中小企業に影響する可能性が高い。大企業と中小・小規模事業者の規模間格差を是正するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値を適正に分配することが不可欠であり、産業の特性に合わせて、働き方を含めた「取引の適正化」を進める必要がある。

連合は、中小企業庁や公正取引委員会などに対し、パートナーシップ構築宣言の推進と拡大ならびに実効性の確保、独占禁止法・中小受託取引適正化法などの執行強化、中小企業などへの各種支援策の周知徹底と利用拡大を要請してきた。パートナーシップ構築宣言とは、企業が発注者としての取引方針を公表する仕組みで、大企業と中小企業が公正な取引を通じて共存共栄すること、サプライチェーン全体の生産性向上・付加価値を高めることを目的としている。この宣言を広めることで、社会全体に取引の適正化が浸透していくものと考える。

2023春季生活闘争方針では、労働組合の立場からも「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大に取り組むことを明確化し、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」への参画などを通じ、取り組みのフォローアップや必要な意見反映を行った。

また、連合が実施する「労働条件等の点検に関する調査報告書（全単組調査）」では、パートナーシップ構築宣言に関する質問を設け、会社・事業体が宣言しているかどうかを尋ねた。2024年調査では、宣言しているかどうか「わからない」が半数を超えていたものの、2025年調査では、「宣言している」が29.1%、「宣言していない」が43.0%、「わからない」が27.9%となり、構成組織・加盟組合が会社・事業体に対して働きかけた結果としてあらわれている。なお、2026年の調査は現在集約中であるが、さらに進捗していることを期待したい。

（2）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げの原資を確保する観点では、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことが、デフレのサイクルからの脱却、経済の好循環の実現のために必要なことであった。そのため、労務費の適切な転嫁のルール作りが重要であった。

2023年3月、4月の政労使の意見交換において、連

合・芳野会長から、「労務費の価格転嫁の在り方についての指針」の早期策定を求め、業種ごとの特性を踏まえ、実用性のあるものを早急に検討するよう働きかけた。

これを受けて、政府は、公正取引委員会が行った業界ごとの実態調査を踏まえて、労務費の転嫁の在り方についてとりまとめ、内閣官房ならびに公正取引委員会の連名で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）」を2023年11月29日に公表した**（図表Ⅰ）**。

図表Ⅰ　労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

概要	✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。 ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動	★受注者として採るべき行動／求められる行動
①経営トップの関与 ②定期的な協議の実施 ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと ⑥必要に応じ考え方を提案すること	⑦相談窓口の活用 ⑧根拠とする資料 ⑨値上げ要請のタイミング ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

⑪定期的なコミュニケーション
⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

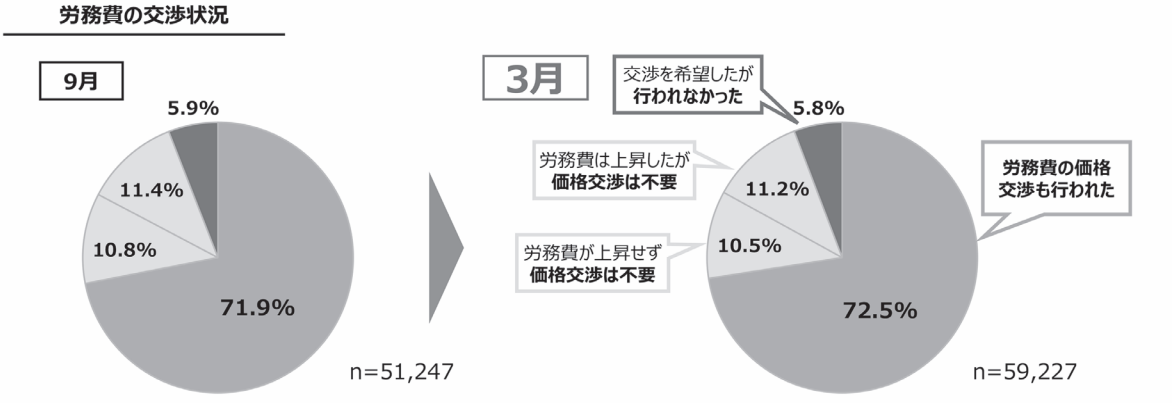
出所：公正取引委員会ホームページ

この指針の周知などの取り組みを通じて、改善の動きはあるものの、取引適正化の実現にはまだ不十分である。実際、中小企業庁の2026年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果をみると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち、「労務費の価格交渉も行われた」のは72.5%であり**（図表2-①）**、コスト全般の価格転嫁の状況（※コスト増加分を100としてどれだけ価格転嫁できたか：価格転嫁率）は54.2%となっている**（図表2-②）**。一定の進捗はあるものの、いまだ道半ばである。連合は、春季生活闘争方針や重点政策などにもとづき、行政や中小企業団体などとも連携しながら、さらなる取り組みを進めていく。

図表2-①　労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

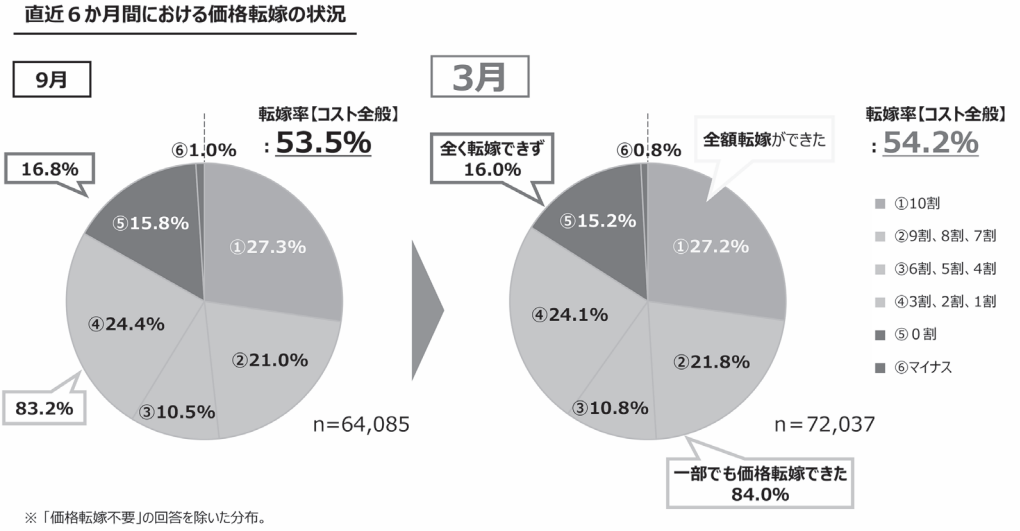
- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
  - ➢ 公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。



出所：中小企業庁「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」

図表2-② 価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**８割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**３割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
  - ➢ **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

出所：中小企業庁「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」

（３）取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト

価格転嫁ができた企業ほど賃上げ率が高く、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を知っている企業ほど転嫁率が高いという調査結果が出ている。

連合は、2025春季生活闘争の取り組みに向けた基盤整備として、自社の取り組みを点検し、適切な価格転嫁・適正取引を促すことを目的に、「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト（以下、「チェックリスト」）」を作成し、構成組織・地方連合会をはじめ、加盟単組の交渉において活用するよう展開した**（図表3）**。

このチェックリストは、パートナーシップ構築宣言を実施したかどうか、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底しているか、などをはじめ、価格交渉、業種別ガイドライン、自主行動計画、しわ寄せ防止総合対策、政府公表資料など、労働組合と経営側がそれぞれの理解度・対応状況について、点検できるようにした。各項目は、受注者・発注者、それぞれどのような立場で意識すべき項目かをわかるようにしたうえで、確認した結果、不明点や困った点などがある場合には、「取引かけこみ寺」「よろず支援拠点」など政府の対応窓口も活用するよう促している。

また、2026春季生活闘争では、2026年1月1日に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底しているかどうか、点検項目の一つとして明記し、改めて、構成組織・地方連合会に展開した。

（４）下請法、下請振興法の改正

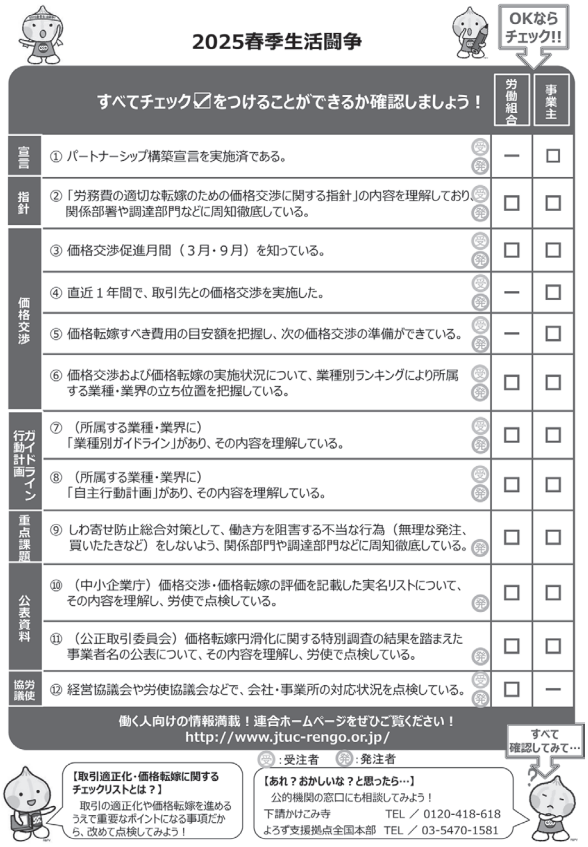
2025年5月、約60年ぶりに下請法、下請振興法の大改正が行われた。改正内容については多田先生の寄稿に譲ることとし、法改正にいたるプロセスでの連合の関与にふれておきたい。法改正の準備段階として、企業取引研究会（中小企業庁・公正取引委員会が共同運営する審議会）で議論が行われ、審議会委員として参画して意見反映に努め、2024年末にとりまとめが行われた。

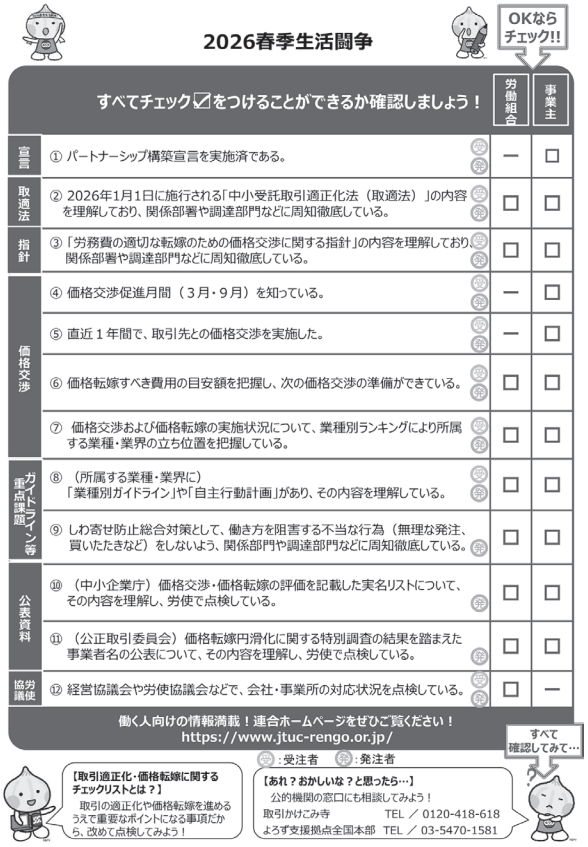
2024年10月の総選挙の結果、2025年の通常国会は少数与党下の国会運営となった。法案の早期審議と一部修正を働きかけたうえで、施行日を2026年1月1日に修正し、可決・成立した。施行日の修正にこだわったのは、春季生活闘争の本格的な交渉に入る前に施行させることが重要だったからであり、2月28日の米国・イスラエルによるイラン攻撃で政局が混迷する前に取適法を施行できたことは結果的にみても大きな成果であったといえる。

（５）適切な価格転嫁・適正取引のための出前相談会

2026春季生活闘争では、初の試みとして、公正取引

図表３　取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト





出所：連合ホームページ

委員会・中小企業庁と連携し、構成組織（産別）からの要望に基づき、「適切な価格転嫁・適正取引のための出前相談会（以下、「出前相談会」）」を企画・開催した。

この出前相談会は、構成組織（産別）が開催場所やインターネット環境を準備したうえで、開催を要望する日程に公正取引委員会の担当者を派遣し、中小受託取引適正化法（取適法）の施行内容を説明することや、加盟単組から職場の率直な悩みを相談できる機会として設定した。

これまで、交通労連、情報労連、UAゼンセン、運輸労連、JEC連合の5つの組織で開催した。開催形態は、すべての組織がオンライン併用での開催とし、首都圏の職場は現地参加、それ以外の遠方の職場はオンラインでの参加とする組織が多かった。開催規模としては、現地・オンライン参加合わせて40～100名程度での開催となった。

＜開催例①　交通労連＞

第一弾として開催したのは、トラックやバス、タクシーなど交通運輸産業の産業別労働組合である交通労連であった。参加者からは、「この業界は、運賃をなかなか上げられない中で産業としても持続可能とは言い難い状況が続き、倒産・廃業する企業もみられる。事態を少しでも改善するため、特定運送委託が取適法の対象となったことは歓迎している」という声があった。特に、トラック輸送の分野は価格転嫁が遅れ、賃上げの動きが鈍い。中小企業庁の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果によると、トラック運送業界は価格交渉の実施状況、価格転嫁率のいずれも下位にある。こうしたなか、十分な人財を確保できず、輸送需要に応えられなくなる懸念も強まっている。現実に直面した問題として、大手物流事業者がブラックフライデーなどによる配送量の急増に対応しきれず、荷物の受付を一時的に停止したり、配送の遅れを公表したりする事態もあった。参加者からは、「ドライバーの待遇改善が進まず、他産業への人材の流出が加速すれば、配送量を制限するといった動きが他社にも広がり、国内経済にも悪影響をあたえかねない」という声がある。

トラック運送業界では、ドライバーが荷物の積み下ろしや入庫の順番を待つ「荷待ち」など、輸送以外の業務を無償で負わされることも課題となっている。参加者からは、「発注した発荷主だけではなく配送先である着荷主の倉庫でも、荷物の整理などの付随業

務が日常的に発生している」との声があった。

取適法では、無償での荷積みや荷待ちといった運送以外の役務を提供させることは違法行為であることが明確化された。出前相談会で公正取引委員会の担当者からは、「着荷主のもとで生じた荷役などの費用は、輸送事業者が契約を締結している発荷主に請求し、発荷主が着荷主に請求する流れになる」と説明があった。

出前相談会を終えて、参加者からは「業界としての課題を行政の担当者に伝える有益な機会になった。現場の声を政策に反映して欲しい」「労働者の立場としても、法改正の趣旨を理解し、経営側が適切な価格転嫁を実現できているかチェックする役目を果たさなければならない」「労働組合としては経営側に対して、発注者に適正運賃を要求し労務費を確保するよう、繰り返し求め続けていく」などの声があった。

くわえて、2026年4月に開催した4.7中小組合支援共闘集会では、トラック運輸産業の価格転嫁の実態、価格転嫁と春季生活闘争の関係性、2026春季生活闘争における取り組みと成果について産別担当者から報告いただき、取り組み内容を共有した。

＜開催例②　情報労連＞

情報通信産業の産業別労働組合である情報労連においても、出前相談会を開催した。情報労連の加盟単組には、通信インフラの建設やメンテナンスを担う職場も多く、多重委託構造のなかで価格転嫁が進みづらい状況もみられる。前述の中小企業庁の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果でも、通信業の価格転嫁率は30業種のなかでも下位にある。参加者からは、「長年の商慣習のなかで、適正な価格交渉が行われず受託企業が不利な取り扱いを受けているケースも多い」との声もある。

出前相談会では、商慣習に悩む職場の事例が紹介された。ある企業では、形式上の協議の場が設けられているが、実際には前例を踏襲した決定方法で価格が設定され、現場の実情やコスト増加分が十分に反映されにくい構造になっていたという。参加者からは、「価格協議が行われているものの、最低賃金や仕入れ価格の上昇を踏まえた、実効性のある価格調整につながっていない場合もある」「慣行として定着している運用が果たして適切なのか、発注者側にも改めて見直す姿勢が必要」との声があった。

また、中小・小規模事業者では、人事や総務、労務といった総務部門の業務をすべて一人の社員が担うケースも多く、「このような企業同士の交渉は、協議によってではなく過去から続く慣行や日頃の付き合いでの“貸し借り”のような関係性で決まりがちだ」という実態もある。

加盟組合には中小だけではなく、発注者の立場になることが多い大手の職場も含まれる。そのため、構成組織（産別）が情報発信などを通じて、各単組に「価格転嫁は賃上げに不可欠」というマインドを形成することが重要であり、参加者からは「今回の出前相談会のような場を通じて、加盟単組に価格転嫁の必要性をインプットし、取引を適正化する風潮を醸成したいと考えている」とコメントがあり、締めくくった。

出前相談会は、2026春季生活闘争で初の試みとして企画・開催した。加盟組織労使で参加し、公正取引委員会や中小企業庁の担当者などに現場の課題について直接質疑応答でき有意義であった、との意見も寄せられた。連合は、構成組織（産別）の要望に応じて、通年での対応を継続することとし、取り組みの深化をはかる。

2　連合「未来づくり春闘」評価委員会による提言

「未来づくり春闘」評価委員会の提言についても紹介しておく。この委員会は、2025年6～9月に第三者の有識者の目線から、この間の「未来づくり春闘」の成果と課題について評価いただくために設置したものであり、連合総研の市川所長をはじめ経済、労働、中小企業経営などの分野の7名の研究者で自由闊達な議論をしていただき報告書をとりまとめた。報告書のうち、取引適正化に関連する課題認識や提言内容は以下の通りである。

（1）【課題】中小企業における持続的な賃上げの実現

評価委員会報告書で示された課題の一つは、中小企業において持続的な賃上げをいかに実現していくかである。中小企業の現場は、価格転嫁・適正取引の推進が道半ばの状況にある場合も多く、賃上げの原資が限られる中で、いわば「防衛的な」賃上げを迫られることも少なくない。中小企業を対象とした調査によれば、直近2年間、2割程度が賃下げ・賃金据え置きを実施しているほか、業績の改善傾向が弱まっていることもうかがえる。日本の労働者の約7割が中小企業で雇用されている現実を踏まえれば、中小企業とその労働者が「賃金と物価が上昇する健全なサイクル」に移行し、大企業との賃上げ格差を是正できるよう、手立てを講じる必要がある。

（2）【提言】中小企業の課題と経営者への働きかけ

中小企業の賃上げを定着させ、かつ中小企業の経営も安定させるには、価格転嫁を一層進めていくことは重要であるが、それだけでは不十分である。価格転嫁に加えて、中小企業経営の高度化が必須であり、そのために「賃上げを組み込んだ経営計画の策定」の推進と支援が必要である。

連合は、働く者の立場から、あらゆる機会を通じて適切な価格転嫁や取引の適正化の実現に向けて、情報発信してきた。今後は、構成組織・地方連合会がもう一段踏み込んだ対応ができるよう、さらなる取り組みが必要である。

（3）【提言】労働組合のない企業への波及

人手不足による倒産が増えており、中小企業の成長と持続的な賃上げを両立させることが課題となっている。労働組合は、労働行政や中小企業団体などと連携して、労働組合のない企業で働く労働者や経営者に対しても賃上げに関する情報発信や相談を行う。適切な価格転嫁や適正取引などもセットで推進していくことが考えられる。

連合は、組合づくり相談会やオルガナイザーの企業訪問などの機会を活用し、労働組合の無い企業への賃上げの波及とさらなる情報発信に努める。

（4）【提言】中小企業が賃上げ可能となる環境整備の働きかけ

政府には、引き続き中小企業の成長に向けた支援策の実施に加え、適切な価格転嫁・適正取引の徹底への取り組みを求める。あわせて、連合は、全体的な賃上げの流れの継続に加えて、中小企業雇用者や非正規雇用で働く仲間などを念頭に、格差是正に向けた取り組みを今後も粘り強く進める。

3　まとめに代えて

連合は、「未来づくり春闘」で分配構造の転換を掲げ、賃上げできる環境整備・基盤整備として、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現に向けて取り組みを進めてきた。

政策面では、パートナーシップ構築宣言の推進、価格交渉促進月間の設定とフォローアップのための取引調査、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、中小受託取引適正化法（取適法）の成立・施行など、公正取引委員会や中小企業庁などとの連携を密にし、これらの課題に関与してきた。

運動面としては、チェックリストの作成・展開、好事例の共有、出前相談会の実施、地方版政労使会議の場などでの認識共有などに取り組んできた。

構成組織などにおいては、それぞれの産業特性を踏まえ、賃上げと価格転嫁・適正取引をセットで進めていく動きも浸透しつつあるが、中小企業庁の調査において価格転嫁率が5割にとどまっていることなどからすれば道半ばである。

社会対話の促進として、経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会との意見交換の場を設ける。春季生活闘争に臨む連合の考え方を主張するとともに、“賃上げノルムの確立”と取引適正化の必要性について共有し、環境整備に取り組む。

これらの営みによって、すべての人が豊かさを実感し、未来に希望が持てるよう、引き続き、連合としての役割を果たしていく。